

あぶくま洞内再整備基本計画・基本設計  
業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和4年10月  
福島県田村市

## 第1 業務概要

### 1 業務名

あぶくま洞内再整備基本計画・基本設計業務委託

### 2 業務の背景及び目的

昭和48年6月にオープンしたあぶくま洞は、年間入洞者数が100万人を超える時期もあり、長期にわたって多様な施設が整備されてきたが、施設の老朽化とともに、昨今の観光需要の変化により、観光客の需要を満たさない施設が混在する状態となっている。

また、東日本大震災後に落ち込んだ入洞者数は徐々に回復しているものの、震災前の数には程遠い状況となっている。市では、入洞者数の増と関連施設の売り上げの増を図るため、令和3年度に集客エリアの再整備を主とした「あぶくま洞エリア再整備基本計画・基本設計」を作成した。

本業務は、本市の観光拠点であるあぶくま洞内の現状の把握、入洞者のニーズを調査し、これまでの運営に捉われず、「交流人口の増加を促す仕掛けづくり」、「運営コストの効率化」の視点での整備方針の設定、概算事業費の算出など具体的な整備に向けた基本計画の策定とともに、基本計画に位置付けた再整備に関する基本設計を実施するため、基本計画・基本設計を受託する事業者について、公募型プロポーザルにより選定するものである。

### 3 業務内容

別添「あぶくま洞内再整備基本計画・基本設計業務委託仕様書」（以下、仕様書という）のとおり

参考資料) 「建築関係設計業務委託共通仕様書（令和3年10月版）」

### 4 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

### 5 委託料上限

委託料の上限は 金10,000,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

※上記金額は、見積りに係る予定価格を示すものではない。

## 第2 プロポーザル参加資格要件

### 1 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業であって、それぞれ次に掲げる要件を満たしているものとする。（ただし、委託業務のすべてを他の企業に再委託することは不可とする。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に

掲げる者でないこと。

- (3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年田村市告示第140号)に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和3・4年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、有資格者に対する指名停止に関する要綱（平成19年田村市告示第32号）による指名の停止を受けていないものであること。
- (7) 過去において、施設整備に係る基本計画策定業務を履行した実績を有すること。
- (8) 本プロポーザルの参加申し込み時点において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める一級建築士事務所登録をしていること。
- (9) 配置する管理技術者は一級建築士または、一級建築施工管理技士の資格を有し、実務経験年数が5年以上であること。  
また、この公告日において、参加者と3ヵ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があることとする。有資格者の参加者本人を配置する場合はその限りではない。
- (10) 配置する主任技術者は1名以上とする。建築物の意匠に関する設計及び構造、電気・機械等設備に関する設計を取りまとめる建築総合を担当する主任技術者は一級建築士または、一級建築施工管理技士の資格を有し、実務経験年数が5年以上であること。  
また、この公告日において、参加者と3ヵ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があることとする。有資格者の参加者本人を配置する場合はその限りではない。

## 2 実施要領等の入手方法

実施要領等については、市のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、観光交流課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

## 第3 質問書の提出及び回答

### 1 提出期限

令和4年10月18日（火）午後5時（必着）

### 2 提出先

提出先は、「第12 問合せ・送付先」のとおり。

### 3 提出方法

質問書（様式第7）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。その際、電子メールの件名の先頭に【あぶくま洞】と記載すること。

なお、電子メールによる提出後に、その旨を電話連絡すること。

#### 4 質問に対する回答

随時、電子メールで質問者に回答することとし、市ホームページに掲載する。

### 第4 参加申込書の提出

#### 1 提出期限

令和4年10月20日（木）午後5時（必着）

#### 2 提出先及び提出方法

提出先は、「第12 問合せ・送付先」のとおり。

提出方法は、持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとすること。

#### 3 提出書類

- (1) 参加申込書（様式1） 1部
- (2) 参加資格要件確認書（様式2） 1部
- (3) 企業概要書（様式3） 1部
- (4) 企業実績調書（様式4） 1部
- (5) 誓約書（様式6）
- (6) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 写し可

※3か月以内のものに限る

### 第5 企画提案書の提出

#### 1 提出期限

令和4年10月28日（金）午後5時（必着）

#### 2 提出先及び提出方法

提出先は、「第12 問合せ・送付先」のとおり。

提出方法は、持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとすること。

#### 3 提出書類

- (1) 企画提案書（様式5） 1部
- (2) 企画提案事項（任意）

10部（正本1部、副本9部。副本は提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）提出すること。

用紙サイズはA3版横サイズの普通紙を使用し、片面カラー印刷とする。文字の大きさは11ポイント以上（図中の文字は8.5ポイント以上）とする。5枚以内にまとめ、各ページ番号を記載し、左上部をホチキス綴じとする。

文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

視覚的表現（写真、イラスト、イメージその他これらに類するもの）は文章を補完するための必要最低限とし、具体的な建物の設計またはこれらに類する表現をしてはならない。

企画提案における視覚的表現の許容範囲については、国土交通省大臣官房官庁営繕部発出の平成30年4月2日付事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に準ずるものとする。

提案は、次の事項に関する提案を順次記載すること。

ア 本業務の実施方針

イ 別紙仕様書5-1(1)～(2)に対する提案

ウ 独自提案

独自提案（特筆すべき事項）がある場合は具体的に記載すること。

エ 事業者の業務実績

オ 実施体制

実施体制のほか、配置技術者の業務実績、資格、実務経験等業務遂行に関する事項を記載すること。

カ 工程表

提案する業務内容の具体的な作業工程を提示すること。

### (3) 見積書及び費用内訳書（任意様式）

見積書は、税抜きで作成し、費用内訳書を添付すること。

（様式・枚数任意、A4版）

## 4 その他

(1) 提案書は、1事業者につき1提案とする。

(2) 提出期限後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は不可。

(3) プレゼンテーションの説明及び質疑応答にて口頭で提案したことについても契約内容に含むことができるものとする。

(4) 事業者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。

(5) 審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

## 5 参加資格要件の確認結果通知

参加申込者の参加資格要件を確認し、その結果については、郵送及び電子メールで通知する。

参加要件を満たしていなかった申込者に対しては理由を付記するが、説明を求める場合は、

書面の日付の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）により市長に対し説明を求めることができる。市長は、書面により回答するものとする。

## 第6 参加辞退届

参加要件を満たす申込者が辞退する場合は、参加辞退届（様式第8）を持参又は郵送により提出することとする。なお、郵送の場合は、その旨を電話連絡すること。

## 第7 企画提案書等の審査

### 1 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション内容について審査委員会で評価を行い、最優秀提案者を選定する。ただし、提案者数によっては、プレゼンテーション実施前に1次審査を行い、プレゼンテーション審査対象を3者程度選定するものとする。

### 2 プrezentation審査

#### (1) 審査日

令和4年11月上旬

※日時及び会場は別途決定し、審査対象者に通知するものとする。

#### (2) 実施時間

1社につきプレゼンテーション20分以内、質疑応答の時間を10分程度設ける。

#### (3) 説明者

説明者は2名までとする。

#### (4) その他

プレゼンテーションは非公開とする。

企画提案書に基づいて説明することとし、プロジェクターを使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。パソコン等の機器は持参すること。なお、追加資料（スライドを含む）の使用及び配布は認めない。

参加事業者が1社のみの場合においても、上記の方法により審査する。

## 第8 最優秀提案者の選定

企画提案書における提案事項及びプレゼンテーション内容について、企画提案書評価基準に基づき点数化し、審査委員会で総合的に審査し、最優秀提案者を選定する。

審査結果は、審査終了後すべての企画提案者に書面で通知するとともに、最優秀提案者および、次点提案者の名称を市ホームページで公表する。

## 第9 契約

最優秀提案者は、市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合に委託業者として決定し、契約を締結するものとする。ただし、合意に達しなかった場合には次点者と協議を行う。

## 第10 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 1 「第2 プロポーザル参加資格要件」に定める参加資格の要件を満たさなかった場合。
- 2 提出期限までに必要書類が提出されなかつた場合。
- 3 提出した書類に虚偽の記載があつた場合。
- 4 参考見積額が委託契約金額の上限を超えていいる場合。
- 5 プレゼンテーション審査に参加しなかつた場合。
- 6 上記1から5に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、市長が失格とすることが適當であると認めた場合。

## 第11 その他留意事項

- 1 本プロポーザルに参加するための経費等は、全て参加事業者の負担とする。
- 2 提出した書類の修正又は変更は、一切認めないものとする。
- 3 提出した書類に記載された技術者等は、原則として変更できない。ただし、病気や事故、退職等やむを得ない事情により変更する場合は、その限りではない。
- 4 提出された提案書等書類の一式は、一切返却しないものとする。
- 5 一般財団法人田村市滝根観光振興公社への問合せは行わないこと。

## 第12 問合せ及び送付先

田村市産業部観光交流課（担当：遠藤）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畠添 76 番地 2

電話 0247-81-2136

FAX 0247-81-1210

E-mail [kanko@city.tamura.lg.jp](mailto:kanko@city.tamura.lg.jp)

## 第13 日程

| 項目             | 日 程           |
|----------------|---------------|
| 公募開始（プロポーザル公告） | 令和4年10月11日（火） |
| 質問書の提出期限       | 令和4年10月18日（火） |
| 参加申込書の提出期限     | 令和4年10月20日（木） |
| 企画提案書の提出期限     | 令和4年10月28日（金） |
| プレゼンテーション審査    | 令和4年11月上旬     |